

夢の実現を 応援 します

資金援助・経営相談・診断士による専門家相談等
いろいろなサポートがあります。



① 対象となる空き店舗：中心市街地区域内で閉鎖された状態が1ヶ月以上経過している空き店舗等(自己所有物件の場合は1年以上)

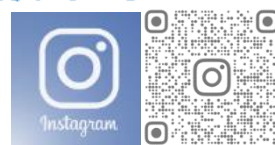
※補助対象となる空き店舗については、事前に事務局(津山市空き店舗対策機構)へお問合せ下さい。

② 事業区分及び補助内容

事業区分	補助金対象経費	補助額
新商人育成支援事業 空き店舗等 改装等支援事業	空き店舗等(自己所有(3親等以内の親族等所有を含む。))を除く。)を活用した新規創業者の出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の2以内の額(200万円を上限とする。)
新商人育成支援事業 空き店舗等 賃貸料補助事業	空き店舗等(自己所有(3親等以内の親族等所有を含む。))を除く。)を活用した新規創業者の出店に必要な連続する12ヶ月分の店舗賃貸料(敷金、礼金、共益費等を除く。)	補助対象経費の3分の2以内の額(60万円(月額5万円)を上限とする。)
二次創業支援事業	空き店舗等(自己所有(3親等以内の親族等所有を含む。))を除く。)を活用した出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の2以内の額(200万円を上限とする。)
販わい創出支援事業	自己所有(3親等以内の親族等所有を含む。)物件を活用した出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の1以内の額(100万円を上限とする。)

③ 補助の主な条件

- (1)中心市街地区域内からの移転は対象外です。
- (2)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となる事業ではないこと。
- (3)営業開始から5年以上の営業を行うこと。(開業後も2年間、経営状況等の報告が必要です)
- (4)原則週4日以上、昼間の時間帯にも営業を行うこと。※昼間の時間帯：11時～19時までの時間帯
- (5)商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベント等に積極的に参加すること。
- (6)改修工事をしようとする空き店舗等が、過去に本事業により補助金の交付を受けている場合は、5年を経過していること。
- (7)補助金の交付決定前の事前着手は補助の対象となりません。
- (8)必要な法令の手続きを完了させること。



申込み手続き

出店者は、商店街組合等を経由して津山市空き店舗対策機構事務局へ必要書類を添えて申し込んで下さい。

※出店者または空き店舗所有者が法人の場合は、追加で書類を求める場合があります。※当補助金の交付申請者は商店街組合等団体になりますので、事前に調整を行ってください。※申込後の出店者の変更は原則認められません。